

事 務 連 絡
平成 18 年 7 月 21 日

各都道府県 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

官報掲載事項の一部訂正について

介護保険制度の円滑な推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

平成 18 年 6 月 30 日付の官報に掲載された厚生労働省告示第 420 号において厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 29 号）の一部改正がなされたところですが、別紙のとおり一部訂正が行われる予定ですのでお知らせします。

よって、7 月以降についても、病院療養病床短期入所療養介護費、療養型介護療養施設サービス費又は介護予防病院療養病床短期入所療養介護費に係る夜間勤務等看護（Ⅲ）の要件については従前どおりで取扱うようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係

TEL 03-5253-1111（内線 3949・3960）

ページ

段

行

誤

正

平成十八年六月三十日（号外第五十二号）厚生労働省告示第四百二十号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三九

上

七
七
一
六

、同号ロ(3)中「
(1)中「六十四時間
(三)中「七十四
時間」とあるのは「七十
二時間」とを削る
。

る。

